

<p>(受理番号) 6-8</p>	<p>(受理年月日) 令和6年2月15日</p>
	<p>陳 情</p>
<p>件 名 要 旨</p>	<p>政務活動費使途透明化のために、巨額な会派共同政務活動費から支出した領収書のHP公開を求めることについて</p> <p>「政治とカネ」をめぐる、岸田首相は「政治資金の透明性の拡大」の必要性を繰り返し強調し、国会では政治資金規正法の改正で「政治資金の透明化」を進めつつ、政治家などへの罰則強化が検討されている。</p> <p>政治資金規正法は、第1条の「目的」で「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする」ことを掲げ、第2条で政治資金に「対する判断は国民にゆだね」、政治資金に関して「国民の疑惑を招くことのないよう」にすべきことを明記している。</p> <p>政治資金規正法の観点から香川県議会をみたとき、2016年から長年の陳情を経て、政務活動費の領収書などのHP公開などが実現することは前進であるが、「国民の疑惑を招くことのないよう」にするためには、支出の領収書はすべて公開されることが絶対条件である。</p> <p>2021年4月の高松地裁判決では、会派共同政務活動費「に対する会費の支払は多額に及ぶのに、」「当該金員がその後具体的に、どのような使途に支出されたかについては全く明らかにされない点については、政務活動費の使途の透明性の確保をも目的とする法の趣旨に照らして相当とは言いがたい」と厳しく指摘している。</p> <p>香川県議会議員個別の政務活動費については全ての領収書が公開されているにも拘わらず、2022年度であれば1169万円以上もの「会派共同政務活動費」については、そこから支出した領収書を公開しないのでは、「透明性が確保されている」とはとても言えない。</p> <p>昨年、全国市民オンブズマン連絡会議が実施した政務活動費情報公開度調査によれば、領収書類のインターネット公開がされている23都道府県議会の全てで会派が使った政務活動費について、全領収書が公開されている。今年度からHP公開される香川県議会で巨額な会派共同政務活動費の使途がブラックボックスのまま残されるならば、県民・「国民の疑惑を招く」ことは明らかである。</p> <p>2018年度から政務活動費領収書などをHP公開している高松市議会でも、その初年度から「会派共通経費」について、自民党議員会など4会派すべてが領収書を市議会公式HPで公開している。</p> <p>香川県議会においても、会派共同政務活動費から支出した領収書のHP公開によって県民への説明責任を果たすことを求め、本陳情を提出する。</p>